現 行	改 定 後
電気需給約款 低圧	電気需給約款 法人低圧
	第3条(約款の適用)
	当社が、お客さまへ電力の供給を行うときの権利義務および供給条件は、本
	約款によるものとします。
	また、別途、電気需給契約書(以下「契約書」といいます)を締結する場合
	で、契約書の規定と本約款の規定に齟齬がある場合は、契約書を優先しま
	す。また、法改正等により約款の規定の一部が無効となってもその他の条文に
	は影響を及ぼさないものとします。
	なお、この約款および契約書に定めのない事項については、関連法令および 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の接続供給の条
	件等を記載した書面に従うものとします。
3.定義~10.供給の開始	   第4条(定義)〜第11条(供給の開始)
項番繰下げ	項番繰下げ
3.定義	第4条(定義)
(18)損失率	(18)損失率
各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める値とします。	発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量
	(送電ロス)を算定する比率をいいます。 各エリアの一般送配電事業者が託
	送供給等約款で定める値とします。

現 行	改 定 後
4.単位および端数処理	第5条(単位および端数処理)
(3)料金その他の計算における基本料金、従量料金、再生可能エネルギー	(3)料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、端数について
発電促進賦課金および合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨て	は切り捨てるものとします。
ます。	
	第7条(需給契約の申込み)
	(3)契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最
	大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。必要に応じて1
	年間を通じての最大の負荷を確認するため、使用開始希望日以降1年間
	の電気の使用計画を当社所定の様式により申し出ていただきます。なお、供
	給開始後の毎月の最大需要電力が、契約電流、契約容量または契約電力
	を上回る場合、電気設備の変更を行った場合等には、契約電流、契約容量
	または契約電力を見直していただきます。
7. 需給契約の成立および契約期間	第8条(需給契約の成立および契約期間)
(2)契約期間は、需給契約が成立した日(承諾書の提出日または電気需	(2)契約期間は、需給契約が成立した日(承諾書の提出日または電気需
給契約締結日)から、最初に到来する3月の検針日の前日まで(3月の	給契約締結日)から、最初に到来する3月の検針日の前日まで(3月の
検針日が1日の場合は3月末日まで)といたします。ただし、契約期間満	検針日が1日の場合は3月末日まで)といたします。ただし、契約期間満
了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する意思表	了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する意思表
示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、満	示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、 <u>通</u>
了時点の条件と同一条件で自動延長されるものとします。	知した条件で自動延長されるものとします。なお、当該通知は原則毎年 12
	月末日までに通知いたします。
	(4)需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域とし

現 行	改 定 後
75 15	て指定される場合の契約期間の終了日は、(1)、(2)及び(3)にかかわらず、
	当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号口に定める離島等
	供給が開始される日の前日とします。
11.供給の単位	NICH OF THE PROPERTY OF THE PR
消除 ※第10条(需給契約の単位)と重複の為	
<u> </u>	
14. 契約種別	等 1 / 久/初/新则\
1	第14条(契約種別)
契約種別は、別表 2(契約種別)に定めるところによります。 	契約種別は、次のとおりといたします。他については別途協議をおこないます。
	従量電灯 A (標準プラン、RE100 プラン、Green Direct スタンダード、
	Green Direct RE100)、従量電灯 B(標準プラン、RE100 プラン、
	Green Direct スタンダード、Green Direct RE100)、従量電灯 C (標
	準プラン、RE100プラン、Green Direct スタンダード、Green Direct
	RE100)、低圧電力(標準プラン、RE100 プラン、Green Direct スタン
	<u>ダード、Green Direct RE100)</u>
	(1)従量電灯 A(関西エリア、中国エリア、四国エリア)
	※中略
	   (2)従量電灯 B(北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エ
	リア、九州エリア)
	- · · · -   (3)従量電灯 C (関西エリア、中国エリア、四国エリアでの名称は「従量電灯
	BJ)
	<u>537</u>

現 行	改 定 後
	(4)低圧電力
	※中略
15.料金等	第15条(料金等)
料金は、基本料金、従量料金および別表4(再生可能エネルギー発電促	料金は、基本料金、従量料金および別表 I 第2条又は表 II 第2条
進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計	生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギ
といたします。ただし、従量料金は別表3(電源調達費調整額)によって算	-発電促進賦課金の合計といたします。ただし、標準プラン及び RE100 プラ
定された電源調達費調整額を加えたものといたします。	ンの従量料金は別表 I 第1条(電源調達費調整額)によって算定された
	電源調達費調整額を加えたものといたします。
20.料金の算定	第20条(料金の算定)
□) 削除 ※当該事由で日割計算を行わない為	□)第18条(料金算定期間)(2)の但書の場合で、計量期間等の日数
ハ) 18.料金算定期間(2)の但書の場合で、計量期間等の日数が、その計	が、その計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者が定めた日
量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者が定めた日の属する月	の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。	
21.日割計算	第21条(日割計算)
(1) 当社は、20(料金の算定)(1)イ、口または八の場合は、次により料金	(1)当社は、第20条(料金の算定)(1) <u>イまたはロ</u> の場合は、次により料
を算定いたします。	金を算定いたします。
イ)基本料金は、別表1 (日割計算の基本算式) により日割計算をいたし	イ)基本料金は、下記(日割計算の基本算式)により日割計算をいたしま
ます。ただし、基本料金のうち、システム利用料は日割計算いたしません。	<b>す。</b>
(2) 20 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計	1月の基本料金×(日割計算対象日数/検針期間の日数)

現 行 改 定 後

算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、20 (料金の算定) (1)口の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

ただし、20 (料金の算定) (1)口) に該当する場合は、

(日割計算対象日数/検針期間の日数)は、(日割計算対象日数/ 暦日数) といたします。

(2) 第20条(料金の算定)(1)イの場合により日割計算をするときは、 日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、第20条 (料金の算定)(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、 変更のあった日から適用いたします。

#### 39. 解約等

(2) お客さまが、38 (需給契約の終了) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は終了するものといたします。

#### 第39条(解約等)

(2)お客さまが、第38条(需給契約の終了)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった翌日に需給契約は終了するものといたします。

#### 43. 工事費負担金等相当額の申受け等

(1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けます。

#### 第43条 (工事費負担金等相当額の申受け等)

(1)当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金、<u>臨時工事費の精算金、</u>費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けます。

現 行	改 定 後
別表	別表 I 標準プラン・RE100 プラン
1.日割計算の基本算式	
削除 ※第21条(日割計算)に移行	
2.契約種別	
削除 ※第14条(契約種別)に移行	
3.電源調達費調整額	第1条(電源調達費調整額)
(2)電源調達費調整単価	(2)電源調達費調整単価
電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達	電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達
費調整単価の単位は1銭とし、端数については小数点以下第1位で四捨	費調整単価の単位は1銭とし、端数については小数点以下第1位で四捨
五入いたします。	五入いたします。
電源調達費調整単価= {(JEPX 調整単価×X)+(燃料費調整単価	電源調達費調整単価= {(JEPX 調整単価×X)+(燃料費調整単価
×Y) } <u>+原価調整</u> 単価	×Y) }
X・Y の値は、次のとおりといたします。	X・Y の値は、次のとおりといたします。

TE	7.—
ᄪ	47

96 13						
適用期間	北海道エリア・東北エ リア・関東エリア		中部エリア		北陸エリア・関西エリ ア・四国エリア・中国 エリア・九州エリア	
	Х	Y	Х	Υ	Х	Υ
4月の料金に係る検針期間等	34%	66%	46%	54%	46%	54%
5月の料金に係る検針期間等	34%	66%	44%	56%	44%	56%
6月の料金に係る検針期間等	44%	56%	54%	46%	54%	46%
7月の料金に係る検針期間等	50%	50%	59%	41%	59%	41%
8月の料金に係る検針期間等	51%	49%	61%	39%	61%	39%
9月の料金に係る検針期間等	46%	54%	57%	43%	57%	43%
10月の料金に係る検針期間等	40%	60%	46%	54%	46%	54%
11月の料金に係る検針期間等	36%	64%	49%	51%	49%	51%
12月の料金に係る検針期間等	46%	54%	58%	42%	58%	42%
1月の料金に係る検針期間等	48%	52%	59%	41%	59%	41%
2月の料金に係る検針期間等	47%	53%	59%	41%	59%	41%
3月の料金に係る検針期間等	37%	63%	50%	50%	50%	50%

#### 八)基準 JEPX 単価

基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は 1 銭といたします。

	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
夏季	15.47	14.66	15.71	15.97	13.63
冬季	16.11	15.28	16.34	16.66	14.39
その他季	11.31	10.47	11.99	11.79	11.08
	1				
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	
夏季	14.02	14.22	14.15	13.18	
冬季	14.95	14.95	15.18	13.45	

# 改定後

			中部エリア	・北陸エリ
	北海道エリ	ア・東北エ	ア・関西エ	リア・四国
適用期間	リア・関	東エリア	エリア・中国エリア・	
			九州二	⊏リア
	Х	Υ	Х	Υ
4月の料金に係る検針期間等	33%	67%	35%	65%
5月の料金に係る検針期間等	35%	65%	42%	58%
6月の料金に係る検針期間等	42%	58%	48%	52%
7月の料金に係る検針期間等	55%	45%	59%	41%
8月の料金に係る検針期間等	55%	45%	61%	39%
9月の料金に係る検針期間等	51%	49%	57%	43%
10月の料金に係る検針期間等	34%	66%	46%	54%
11月の料金に係る検針期間等	43%	57%	52%	48%
12月の料金に係る検針期間等	49%	51%	59%	41%
1月の料金に係る検針期間等	56%	44%	61%	39%
2月の料金に係る検針期間等	57%	43%	60%	40%
3月の料金に係る検針期間等	50%	50%	51%	49%

### 八)基準 JEPX 単価

基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は 1 銭といたします。

	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
夏季	16.42	13.78	14.22	14.37	13.21
冬季	14.93	13.97	13.91	14.08	12.82
その他季	13.59	13.09	13.51	13.35	12.40
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	
夏季	13.33	13.02	12.68	12.57	
冬季	12.70	12.64	12.46	11.82	
その他季	12.18	12.01	11.69	10.79	

現 行	改 定 後
単位:円/kWh	単位:円/kWh
季節区分:夏季(7・8・9月)、冬季(12・1・2月)、その他季(夏季	季節区分:夏季(7・8・9月)、冬季(12・1・2月)、その他季(夏季
と冬季の期間を除く期間)	と冬季の期間を除く期間)
(5) 原価調整単価	
削除 ※条項廃止	
4.再生可能エネルギー発電促進賦課金	第2条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)
5.料金単価	第3条(料金単価)
※約款別表をご参照ください。	※約款別表 $I$ をご参照ください。
	別表I Green Direct スタンダード・Green Direct RE100
	第1条(従量料金)
	※中略
	第2条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)
	※中略
	第3条(料金単価)
	※約款別表Ⅱをご参照ください。